

令和8年5月30日

令和8年経済センサス - 活動調査に係る調査員証の紛失事案の発生について

北谷町において、令和8年経済センサス - 活動調査に係る調査員証を紛失した事案が発生しました。詳細については以下のとおりです。

1 紛失物

令和8年経済センサス - 活動調査 調査員証第「C326006号」

(調査員の顔写真、氏名入り、男性)

任命期間 令和8年5月7日から令和8年7月6日まで

2 発生日時 令和8年5月30日(土) 午後3時20分頃

3 経緯

(1) 令和8年5月30日(土) 午後3時20分頃

調査員がバイクに乗って調査活動中、調査員証がないことに気付き、指導員に報告。

(2) 令和8年5月30日(土) 午後3時30分

指導員より町に報告有り。再捜索を指示。

(3) 令和8年5月30日(土) 午後5時

町より電話で沖縄県へ紛失事案を報告。

(4) 令和8年5月30日(土) 午後5時30分

再捜索を行ったものの発見に至らなかったため、沖縄警察署へ遺失届を提出。

4 注意喚起

現在、令和8年経済センサス - 活動調査の調査期間中であり、北谷町を含む県内全域で調査員が調査活動を行っております。

一方で、総務省統計局からは「かたり調査」に関する注意喚起がなされており、紛失した調査員証は、統計調査を装った「かたり調査」に悪用される恐れがあります。経済センサス - 活動調査の調査員が訪問した際は、あらかじめ調査員証の番号、顔写真をご確認ください。

また、不審な調査活動等にお気づきの際は、北谷町企画財政課又は沖縄県統計課までご連絡くださいますようお願いいたします。

5 町における対応

町においては、調査員からの紛失の報告を受け、沖縄県へ報告の上、紛失したと考えられる通行ルート、立ち寄り先を含めて再度の捜索の実施、当該調査員については調査員証の携帯が必須である調査活動は行わないよう伝えるとともに、沖縄警察署へ遺失届を提出しております。

今後の再発防止策として、調査員証の取扱いについて、管理を徹底するよう改めて周知したところです。

なお、今回の調査員証の紛失について、本人以外の個人情報等及び調査内容の流出は一切ございません。

また、現在のところ、紛失した調査員証が悪用された事案も確認されておられません。

引き続き、同調査員証を用いた「かたり調査」について注意喚起を行うとともに、関係書類の管理徹底を行って参ります。